

## 綾瀬市消防操法大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防団員の操法技術の向上を図るため実施する消防操法大会経費の一部として消防操法大会補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬市消防操法大会
- (2) 神奈川県消防操法大会

(補助額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で市長が定め、基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の対象期間)

第4条 補助期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 消防団長は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、5月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査をし、適当と認められるときは消防操法大会補助金交付決定通知書(第1号様式)により消防団長に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、消防団に補助金を交付した後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、消防操法大会補助金交付取消通知書(第2号様式)により消防団長に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 消防団長は、規則第12条第1項に定める補助事業等実績報告書に、事業報告書及び収支決算書を添えて、翌年度の5月20日までに市長に提出しなければならない。

( 委任 )

第 9 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 ( 第 3 条関係 )

事 業 名	基 準 額 ( 単 位 : 千 円 )	説 明
綾瀬市消防操法大会	288	各分団 48,000 円
神奈川県消防操法大会	580	神奈川県消防操法大会に出場する年度のみ対象

第 1 号様式（第 6 条関係）

年度消防操法大会補助金交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付申請があった 年度消防操法大会補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助申請額 円
- 2 補助決定額 円
- 3 補助条件

（事務担当は、 ）

第2号様式（第7条関係）

年度消防操法大会補助金交付取消通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付決定をした 年度消防操法大会補助金  
については、次の理由により消防操法大会補助金交付要綱第7条の規定によ  
り、補助金の取消しを決定したので通知します。

1 補助金の返還額

2 取消しの理由

（事務担当は、 ）